

令和5年度第3回上越市地域包括支援センター運営協議会 次第

日時：令和6年2月16日(金)

午後7時～

会場：福祉交流プラザ 第1会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 令和5年度地域包括支援センターの運営状況について

- ・地域包括支援センター業務実施状況(令和5年12月末現在)・・・資料1-1

(2) 令和6年度地域包括支援センターの運営について

- ・地域包括支援センター運営方針(案)・・・資料2-1
- ・地域包括支援センターの活動強化に向けた取組・・・資料2-2
- ・地域包括支援センターの委託契約更新に向けたスケジュール・・・資料2-3

(3) 地域包括支援センター運営協議会について

- ・地域包括支援センター運営協議会における運営形態について・・・資料3

4 その他

5 閉会

令和 5 年度地域包括支援センターの業務実績について

1 高齢者支援業務

(1) 総合相談支援業務

地域の高齢者の相談業務、実態把握、福祉サービスの調整等の実施

<総合相談支援業務の相談対応実績 延べ件数> (単位：件)

区 分	令和 4 年度	令和 4 年度 12 月末	令和 5 年度 12 月末
介護保険	20,107	14,620	15,458
高齢者や介護者の健康	14,083	10,122	11,882
医療	10,047	7,291	7,806
介護方法や介護の悩み	5,921	4,319	4,938
認知症に関すること	3,943	2,759	3,325
実態把握	6,910	5,474	4,292
その他	8,650	6,206	7,071
計	69,661	50,791	54,772

(2) 権利擁護業務

虐待の防止・早期発見、成年後見制度の利用支援等の実施

<権利擁護に関する相談対応実績 延べ件数> (単位：件)

区 分	令和 4 年度	令和 4 年度 12 月末	令和 5 年度 12 月末
相談件数	1,505	1,148	1,213

<高齢者虐待の状況> (単位：件)

区 分	令和 4 年度	令和 4 年度 12 月末	令和 5 年度 12 月末
通告件数	86	62	71
虐待受理件数	38	27	24

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護支援専門員への助言及び日常的な指導活動等の実施

<介護支援専門員に関する相談対応実績 延べ件数> (単位：件)

区 分	令和 4 年度	令和 4 年度 12 月末	令和 5 年度 12 月末
相談件数	6,045	3,279	5,482

(4) 第 1 号介護予防支援※1 (介護予防ケアマネジメント)・指定介護予防支援※2 (介護予防支援) 業務

<ケアプラン作成実績 延べ件数> (単位：件)

区 分	令和 4 年度	令和 4 年度 12 月末	令和 5 年度 12 月末
第 1 号介護予防支援事業	12,778	9,554	9,621
指定介護予防支援	20,932	15,724	16,366

※第 1 号介護予防支援：総合事業（通所、訪問サービス）のみを利用する
要支援 1・2 の人及びチェックリスト対象者に係るプラン作成の業務

※指定介護予防支援：福祉用具レンタルなどの介護予防給付サービスを利用
する要支援 1・2 の人に係るプラン作成の業務

2 障害者等(ひきこもりの人を含む)支援業務

(1) 総合相談支援業務

地域の障害のある人、ひきこもりの人等の相談業務、実態把握、福祉サービスや制度等の利用に関する調整等の実施

＜総合相談支援業務の相談対応実績 延べ件数＞ (単位：件)

区 分	令和4年度	令和4年度12月末	令和5年度12月末
健康・医療	3,703	2,693	2,383
福祉サービスの利用	2,712	2,124	1,440
不安の解消・情緒の安定	2,519	1,844	1,725
家計・経済	2,154	1,593	1,372
家族関係・人間関係	2,492	1,816	1,569
障害や症状の理解	1,524	999	972
就労	1,494	1,102	1,250
生活技術	1,206	862	688
ひきこもり	516	406	419
その他	1,786	1,302	1,658
計	20,106	14,741	13,476

(2) 権利擁護業務

虐待の防止・早期発見、成年後見制度の利用支援等の実施

＜権利擁護に関する相談対応実績 延べ件数＞ (単位：件)

区 分	令和4年度	令和4年度12月末	令和5年度12月末
相談件数	114	84	153

3 生活困窮者支援業務(自立相談支援事業)

生活困窮者の抱える各種相談対応及び自立に向けた支援等の実施

＜生活困窮に関する相談対応等実績 延べ件数＞ (単位：件)

区 分	令和4年度	令和4年度12月末	令和5年度12月末
生活困窮に関する相談	4,628	3,228	3,185

4 地域ケア推進会議、地域ケア個別会議

地域ケア会議を通して社会的資源が有機的に連携することができる環境整備等の実施

＜地域ケア会議の実績＞ (単位：回数)

区 分	令和4年度	令和4年度12月末	令和5年度12月末
地域ケア推進会議	34	28	26
地域ケア個別会議	11	11	11

5 その他(市が行う地域包括支援センターに関する取組)

(1) 地域包括支援センター職員を対象とした研修会

開催日時	内容
令和5年5月22日	・認知症の早期支援について
7月19日	・障害のある人等の意思を尊重した支援の基本的な考え方について ・伴走型支援について
8月15日	・当市の介護保険事業の現状について ・介護保険制度について
11月14日	・当市の成年後見制度に関する実態について ・適切なタイミングでの申立て支援について
令和6年1月23日	・在宅医療・介護連携推進協議会について ・対人支援スキルアップ研修
3月5日(予定)	・令和6年度の業務について

(2) 地域包括支援センター管理者意見交換会

開催日時	内容
4月10日	・かかりつけ医との連携について
4月12日	・事例検討
9月15日	・地域包括支援センター職員研修会について

(3) 地域包括支援センター障害・ひきこもり支援担当職員による支援検討会

- ・月1回実施
- ・情報共有や意見交換、事例検討等を実施した。

(4) 生活困窮者自立支援事業支援調整会議

- ・月1回実施
- ・情報共有や意見交換、事例検討等を実施した。

(5) 地域包括支援センター巡回訪問

- ・業務の進捗状況の確認や、事務連絡などを行った。
- ・令和5年6月に訪問実施。

(6) 地域包括支援センター取組発表会

- ・各地域包括支援センターの6年間の取組を振り返った。(別紙1)

地域包括支援センター取組発表会（報告）

- 1 目 的 (1)各地域包括支援センターの6年間の取組を振り返る。
(2)各地域包括支援センターの令和6年度以降の業務に生かす。
- 2 開催日時 令和5年12月22日(金)
- 3 開催方法 ハイブリッド形式
- 4 発表内容 ・担当エリアの特性・地域課題
・最も力を入れたこと、やり残したこと
・次期6年間で担当エリアをどのような状態にしていきたいか
・次期6年間の取組で力を入れたいこと

5 地域包括支援センター職員の感想や気付き(一部)

(感想)

- ・6年間の事業の取組を振り返る機会となった。
- ・各センターの地域課題は、地区の特性を象徴するものもあれば、市全域に共通している課題もあった。
- ・他の地域包括支援センター(以下:センター)の地域課題を知ることで、自分たちが担当するエリアの強みや弱みに気付くことができた。
- ・それぞれのセンターの発表を聞いて、3職種の専門性を活かしながらチームで課題に取り組むことの重要性を感じた。
- ・他のセンターの取組が参考になり、今後情報交換をするきっかけとしていきたい。
- ・カラーの違いはあるが、どのセンターも地域住民や地域のために尽力していることが分かり励みになった。

(作成した資料の活用について)

- ・地域の関係者(民生児童委員、介護支援専門員、住民組織等)へ、センターの取組や今後の展望等を伝える機会に活用する。
- ・地域の関係者や事業所と共有して、地域ケア推進会議等に役立てていきたい。

上越市地域包括支援センター運営方針（案）

1 方針策定の趣旨

この運営方針は、介護保険法第115条の47第1項の規定に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的な考え方や理念を明確にするとともに、業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定するものとします。

2 基本理念

『誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現』（上越市第9期介護保険事業計画・第10期高齢者福祉計画）

3 基本的な方針

（1）重点的に行うべき取組

- ① センターは、地域住民や介護サービス事業所等から信頼されるよう、自らの資質向上に努めます。
- ② センターは、介護保険の理念である「尊厳の保持」と「自立支援」を実現するために、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図ります。
- ③ センターは、認知症やフレイル、うつ傾向など、高齢者等の生活上の様々な課題を早期に把握し、早期に支援を行います。
- ④ センターは、介護及び障害福祉サービスに限らず、地域における様々な社会的資源を把握し、社会的資源の有機的な連携を自立支援に活用します。

（2）地域包括ケアシステムの構築

センターは、高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、地域の特性や実情を踏まえた課題を把握するとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるよう地域の関係機関・団体等と連携を図り、地域包括ケアシステムにおける中核機関としての役割が果たせるよう取り組みます。

【主な取組内容】

- ア 上越市介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき事業を遂行します。
- イ 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が、専門知識等を生かして相互に連携・協働しながらチームで活動します。
- ウ 住民の相談に対して懇切丁寧に対応するとともに、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、「本人のありたい姿・生活」を実現するために、包括的に相談を受け止め、適切な関係機関等と連携し、支援します。
- エ 担当エリアの特性や住民特性等の実情に応じた対応を行います。
- オ 上越市・妙高市在宅医療・介護連携推進事業と連携し、切れ目のない医療と介護の連携を進めます。

- カ 高齢者の主体的な介護予防、健康の保持・増進に向けた取組を進めます。
- キ 国の情勢や制度改正、市の施策等について常に最新の情報を収集し、センター内で共有します。

(3) 介護事業者・医療機関・民生委員・児童委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）の構築

センターは、介護サービスや障害サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会的資源が、有機的に連携することができるよう、あらゆる機会を通じて地域住民を支援するためのネットワーク構築を行います。

【主な取組内容】

- ア 地域住民や関係者との相互のつながりを築くため、様々な地域活動へ積極的に参加し、日常的に連携が図られるネットワークを構築します。
- イ センターが開催する地域ケア会議や研修会等を通じて、相互の連携を深め、多職種協働によるネットワークの構築を図ります。

(4) 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施

センターは、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、高齢者自身が主体的に介護予防に取り組むための支援を行います。

【主な取組内容】

- ア 高齢者本人の選択に基づき、高齢者の自立に向けて設定された目標を達成するために、介護保険制度による公的サービスのみならず、多様な社会資源を活用したケアマネジメントを適正に行います。
- イ 地域ケア個別会議の成果や効果を、センター職員や介護支援専門員が日頃のケアマネジメントの中で実践します。
- ウ 地域リハビリテーション活動支援事業のリハビリテーション専門職のアセスメントや助言を積極的に活用し、ケアマネジメントの質を向上させます。

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援の実施

センターは、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実践するため、地域の介護支援専門員等を支援します。

【主な取組内容】

- ア 日頃から介護支援専門員との連携を密にし、相談しやすい環境や体制を確保します。
- イ 介護支援専門員の相互のネットワーク構築や実践力向上のため、定期的な情報交換会や必要な研修会等を開催します。
- ウ 地域ケア推進会議等を通して、介護支援専門員と関係機関の他、民生委員・児童委員等の地域の支援者との連携を強化し、専門的な支援以外に、地域の社会資源を必要な時にコーディネートできるように環境整備を行います。

(6) 地域ケア会議の運営

センターは、高齢者の「尊厳の保持」と「自立支援」を実現するため、介護支援専門員、保健医療及び福祉の専門職や民生委員・児童委員その他の関係者、関係機関・関係団体等により構成される会議を設置、開催します。

【主な取組内容】

ア 地域ケア個別会議

センターは、市と協働して地域ケア個別会議を開催し、高齢者の介護予防と自立支援の促進及び自立に資するケアマネジメント能力の向上を目指します。また、会議や相談支援業務等で把握した住民の困りごとや地域課題等を集約し、地域ケア推進会議等へつなげます。

イ 地域ケア推進会議

センターは地域ケア推進会議を開催し、地域ケア個別会議や相談支援業務等で把握した住民の困りごとや地域課題等を参加者と共有し、必要な取組について検討します。

(7) 認知症に関する取組

センターは、市と協働し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう「共生」と「予防」を車の両輪として取り組みます。

「共生」：「認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる」という意味

「予防」：認知症にならないという意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

【主な取組内容】

ア 認知症に対する誤解や偏見をなくしていくために、正しい知識の普及、啓発に努めます。

イ 認知症に対する理解や認知症施策に対する理解を深め、認知症の人やその家族等からの相談に対し、適時・適切なサービスや支援等が提供されるよう、地域の関係者・関係機関と連携を図ります。

ウ 認知症サポーターを中心に結成するチームオレンジの仕組みの整備を市と連携して進めます。

(8) 市との連携

センターは、地域包括ケアシステムの実現に向け、施策、事業、地域課題などについて、市と定期的に協議や意見交換を行います。また、支援を必要とする住民に対し、市関係各課と有機的に連携することにより効果的な支援を行います。

センターは、相互に連携し効率的な業務運営を行います。

【主な取組内容】

ア 市民の相談に対し、高齢者福祉、障害者福祉、生活保護、健康増進、消費生活関連等の市関係各課と連携を図り支援します。

- イ 会議や研修会等の様々な伝達機会を通して、市が推進する施策について理解を深めるとともに、地域のニーズや課題等を市関係各課と情報共有し、政策形成につながるよう協力します。
- ウ センター相互の連携を密にするとともに、行政機関の権限行使（措置、成年後見制度市長申立て、高齢者虐待防止法による立入調査、警察への援助要請等）に協力・連携します。

（９）公正・中立性の確保

センターは、高齢者保健福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、包括的支援事業のみならず、介護予防に係るケアマネジメントにおいても、常に地域や関係機関からの信頼を損なうことがないよう、事業の実施に当たっては公正・中立の立場を確保します。

【主な取組内容】

- ア センターの運営については、地域包括支援センター運営協議会に報告し、その意見を踏まえた適切、公正かつ中立な運営に努めます。
- イ 介護予防に係るケアマネジメントの実施に当たっては、公正・中立性に配慮して、介護サービス事業所を紹介するとともに、マネジメントの委託先が正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏らないようにします。

附 則

この運営方針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する

令和 6 年度地域包括支援センターの活動強化に向けた取組

1 3 職種が包括的支援事業に専念できる体制の強化

後期高齢者の人口が増加している実態や、地域包括支援センターにおける予防プランの業務量が年々増えている状況等を踏まえ、包括的支援事業に専念できる体制を強化する。

(1) 機能強化担当職員の配置及び予防プランの上限数設定

専門職 1 人当たりの高齢者人口が一定数を超えるエリア（エリア番号 11、12 除く）に、第 1 号介護予防支援を主に担う機能強化担当職員を新たに配置するとともに、3 職種等が作成する予防プランの上限数を設定する。

(2) 春日区エリアに地域包括支援センターを新設（春日・有田区の分割）

高齢者人口の増加状況をふまえ、「春日・有田区」エリアを「春日区」と「有田区」に分割し、「春日区」エリアに拠点となるセンターを新設する。

2 介護予防や自立支援の取組の強化

認知症やフレイルなど、生活上の様々な課題を早期に把握し、必要な支援につなげるとともに、認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるようにするために、介護予防や自立支援の取組を強化する。

(1) 実態把握業務の見直し

在宅で介護サービスを利用せずに生活している高齢者（75 歳以上で 3 歳刻みの年齢に該当する人）を対象に、調査票を送付し、フレイルや認知症の進行リスクのある人や困り事を抱える高齢者の実態を把握するとともに、課題を抱えている人や回答が無かった人を訪問し、必要な支援につなげる。

(2) 認知症の人やその家族への相談支援の強化

地域包括支援センター職員が認知症地域支援推進員の研修を受講し、認知症に関する相談支援のスキルを高めることにより、関係機関や地域の支援者が連携し、認知症の人とその家族を支援する体制を整える。

地域包括支援センターの委託契約更新に向けたスケジュール
第2回地域包括支援センター運営協議会（10/17）以降の取組状況

令和6年1月31日現在

区分	全体	春日区
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○センター管理向け会議(10/31) <ul style="list-style-type: none"> ・次期見直しの概要及び地域包括支援センター業務等 ・今後のスケジュール 	<ul style="list-style-type: none"> ○事務事業引継ぎ説明会(10/31) <ul style="list-style-type: none"> ・現行委託事業者と次期委託候補事業者、市の3者で引継ぎスケジュール等を確認
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター取組発表会(12/22) ○次期委託事務説明会(12/22) <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター運営方針(案) ・運営事業委託仕様書(案) 	<ul style="list-style-type: none"> ○次期委託候補事業者と現行委託事業者との事務事業の引継ぎ <ul style="list-style-type: none"> ・12/1 ケアマネとの情報交換会 ・12/7 地域ケア個別会議 ・12/27 支援対象者等引継ぎ日程調整
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○広報じょうえつ1月号掲載 <ul style="list-style-type: none"> ・春日区エリアの新設及び大湯・頸城区エリアの設置場所の変更を周知 ○地域包括支援センター職員研修会(1/23) <ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護連携について ○次期委託事務説明会(1/31) <ul style="list-style-type: none"> ・人員体制、運営財源、実態把握業務等 	<ul style="list-style-type: none"> ・1/18 春日区民生委員・児童委員への挨拶 ・1/25 春日区町内会長への挨拶 ・1/31 春日区の地域情報、事業内容引継ぎ
2月		<ul style="list-style-type: none"> ○ケース引継ぎ(2月上旬～) <ul style="list-style-type: none"> ・継続支援対象者等、同行訪問等による引継ぎ
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター職員研修会(3/5 予定) 	

令和 6 年度地域包括支援センターの名称及び設置場所（令和 6 年 2 月 1 日現在）

エリア番号	担当地域	委託候補事業者	センター名称	設置場所	備考
1	高田区 1	医療法人 知命堂病院	地域包括支援センターたかだ	介護老人保健施設「くびきの」内（西城町 3 丁目 6 番 31 号）	
2	金谷区、三郷区	社会福祉法人 みんなでいきる	みんなでいきる地域包括支援センター	特別養護老人ホーム「サンクスレルヒの森 南棟 1 階」内（大貫 2-16-23）	
3	高田区 2、和田区	一般財団法人 上越市地域医療機構	センター病院地域包括支援センター	「上越地域医療センター病院」内（南高田町 6 番 9 号）	
4	新道区、諏訪区 津有区、高士区	社会福祉法人 上越老人福祉協会	高田の郷地域包括支援センター	介護老人保健施設「高田の郷」内（新南町 28 番地 3）	
5	春日区	社会福祉法人 上越市社会福祉協議会	かすが地域包括支援センター	「上越総合福祉センター」内（木田新田 1 丁目 1 番 3 号）	「春日・有田区」エリアの分割による新設
6	有田区	株式会社 リポーン	リポーン地域包括支援センター	有料老人ホーム「スローライフもんぜん」内（下門前 1910 番地）	「春日・有田区」エリアの分割
7	直江津区 1、八千浦区 保倉区、北諏訪区	医療法人 麓会	ふもと地域包括支援センター	医療法人麓会ふもとクリニック 介護医療院「えがおと虹の森ふもと」併設（中央 1 丁目 23 番 26 号）	
8	直江津区 2 谷浜・桑取区 名立区	社会福祉法人 えちご府中会	地域包括支援センター府中会	ケアハウス「至徳路」内（東雲町 2 丁目 11 番 6 号）	
			名立地域包括支援センター	地域密着型介護老人福祉施設「名立ひなさき」内（名立区名立大町 4174 番地）	
9	大潟区、頸城区	社会福祉法人 上越頸城福祉会	しおさいの里地域包括支援センター大潟くらし支援室	特別養護老人ホーム「しおさいの里」内（大潟区犀潟 410 番地 2）	大潟保健センターからの移転
			しおさいの里地域包括支援センター頸城くらし支援室	「頸城区総合事務所」内（頸城区百間町 636 番地）	
10	柿崎区、吉川区	社会福祉法人 松波福祉会	柿崎地域包括支援センター	特別養護老人ホーム「よねやまの里」内（柿崎区柿崎 5548 番地）	
			吉川地域包括支援センター	特別養護老人ホーム「ほほ笑よしかわの里」隣（吉川区原之町 1819 番地 1）	
11	安塚区、浦川原区 大島区、牧区	社会福祉法人 上越市社会福祉協議会	浦川原地域包括支援センター（浦川原区）	「浦川原高齢者生活福祉センター」内（浦川原区顕聖寺 242 番地 2）	
			安塚地域包括支援センター（安塚区）	「安塚やすらぎ荘」内（安塚区安塚 2549 番地 5）	
			大島地域包括支援センター（大島区）	「大島地区公民館」内（大島区岡 3388 番地 1）	
			牧地域包括支援センター（牧区）	特別養護老人ホーム「沖見の里」内（牧区大月 252 番地）	
12	中郷区、板倉区 清里区、三和区	社会福祉法人 上越あたご福祉会	上越あたご地域包括支援センター三和（三和区）	「三和区総合事務所」内（三和区井ノ口 444 番地）	
			上越あたご地域包括支援センター中郷	「中郷保健相談センター」内（中郷区二本木 1959 番地 4）	
			上越あたご地域包括支援センター板倉（板倉区）	「板倉区総合事務所」内（板倉区針 722 番地 1）	
			上越あたご地域包括支援センター清里	「清里区総合事務所」内（清里区荒牧 18 番地）	

地域包括支援センター運営協議会における運営形態について（案）

1 現状と課題

(1) 協議の内容

- ・地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営に係る意見聴取を行う。
- ・介護保険運営協議会は介護保険に係る意見聴取と重要事項の審議を行う。

(2) 委員の重複選出

- ・多くの団体が両協議会に委員を選出しており、両協議会は委員選出団体の構成が類似している。

(3) 協議内容の重複

- ・センターに関する内容については、地域包括支援センター運営協議会を主体として協議しているが、センターは介護保険法に基づく事業であり、介護保険運営協議会にも意見聴取等を行っている。
- ・同様の立場で選出された委員が同様の内容を協議している。

2 地域包括支援センター運営協議会の運営形態の見直し

- ・介護保険運営協議会委員が地域包括支援センター運営協議会委員を兼ねることで、協議の場を統合し、介護保険施策を包括的に協議する環境を整える。

3 今後の予定

- ・令和 6 年 8 月 1 日以降に開催する地域包括支援センター運営協議会については、介護保険運営協議会と同時開催するものとし、介護保険運営協議会委員が兼務する。
- ・なお、現体制における地域包括支援センター運営協議会は、令和 6 年 7 月を予定している。

地域包括支援センター運営協議会及び介護保険運営協議会委員の所属等

推薦依頼団体・所属等		地域包括支援センター 運営協議会 (R3. 8. 1～R6. 7. 31)		介護保険運営協議会 (R3. 10. 20～R6. 10. 19)	
		No.	委員	No.	委員
被 保 険 者	上越市町内会長連絡協議会	—	—	1	○
	認知症の人と家族の会 新潟県支部	1	○	2	○
	上越市ボランティア連絡協議会	2	○	3	○
	上越市の男女共同参画を推進する会	—	—	4	○
	住民組織	—	—	5	○
	上越市民生委員児童委員協議会連合会	3	○	6	○
	上越市老人クラブ連合会	—	—	7	○
事 業 者	地域包括支援センター	—	—	8	○
	上越介護サービス事業者協議会	4	○	9	○
	新潟県老人福祉施設協議会	—	—	10	○
	上越市社会福祉協議会	5	○	11	○
	上越地域居宅介護支援事業推進協議会	6	○	12	○
	障害者相談支援事業者	7	○	—	—
	生活困窮者就労準備等支援事業者	8	○	—	—
学 識 経 験 者	上越医師会	9	○	13	○
	上越地域振興局健康福祉環境部	—	—	14	○
	新潟県介護福祉士会	—	—	15	○
	新潟県立看護大学 地域生活看護学	10	○	16	○
	上越薬剤師会	11	○	17	○
	上越歯科医師会	12	○	18	○
	新潟県社会福祉士会	13	○	—	—
	新潟県柔道整復師会	14	○	—	—
公 募	公募	15	○	19	○
	公募	—	—	20	○

○上越市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の円滑かつ適正な運営を図るため、上越市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) センターの設置等に関する事。
- (2) センターの運営の評価に関する事。
- (3) センターの職員の確保に関する事。
- (4) 地域における介護保険以外の福祉サービス等との連携その他の地域包括ケアに関する事。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 運営協議会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 介護サービス又は介護予防サービスに係る事業者又は団体の代表者
- (2) 介護サービス又は介護予防サービスを利用している人
- (3) 介護保険以外の福祉サービスに係る事業者又は団体の代表者
- (4) 権利擁護、相談事業等を行う機関に属する人
- (5) 学識経験者
- (6) 公募に応じた市民
- (7) その他市長が必要と認める人

(委員の任期)

第4条 運営協議会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 運営協議会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 運営協議会の庶務は、すこやかなくらし包括支援センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。